



教育実習(副免)  
事前指導資料

令和6年度札幌校教育実習委員会



# 目 次

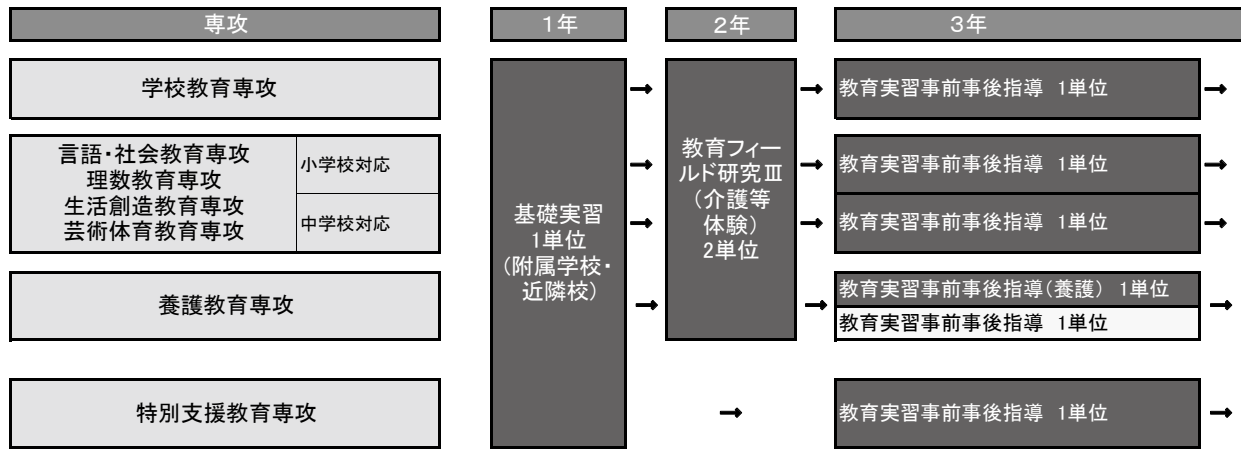
1. 教育実習概念図	
1-1. 教育実習概念図	1
2. 令和6年度教育実習（副免小学校・中学校）オリエンテーション資料	
2-1. 実習校配当・実習期間・実習校担当教員等	3
2-2. 使用教科書一覧	5
2-3. 教育実習生（副免実習）連絡一覧（控）	6
2-4. 欠席届	7
3. 参考資料	
3-1. 教育実習と学校教育に関わる法的事項	8
3-2. 生徒指導	9
3-3. 開始から終了までのチェックリスト（教育実習）	13



## 1. 教育実習概念図

## 1-1. 教育実習概念図

本概念図が教育実習のすべてではありません。卒業要件以外の教育実習については、学生便覧を参照のこと。



※各専攻共通

特別支援学校	(※特別支援教育専攻を除く)
幼稚園	
小学校・中学校・特別支援学級	
へき地校	へき地校 体験実習Ⅰ 2単位

履修基準より

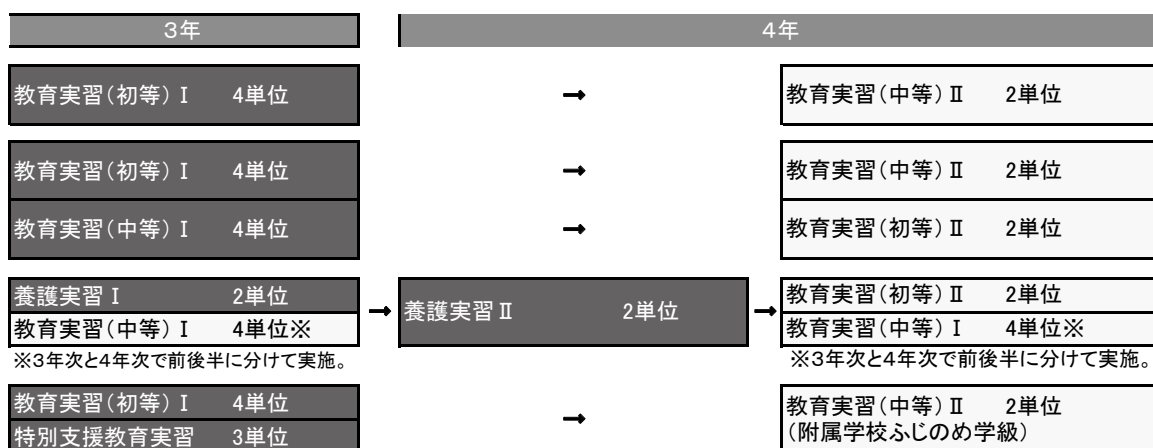
	科目区分	科目名	単位数	
必修科目	基礎実習	基礎実習	1	6
	基本実習	教育実習事前事後指導	1	
		教育実習Ⅰ※1	4	
選択科目	応用実習	教育実習Ⅱ	2	0~3
		教育実習Ⅲ	2	
	特別支援教育実習	特別支援教育実習※2	3	
	教員採用直前実習	教員採用直前実習	1	
	へき地校体験実習	へき地校体験実習Ⅰ	2	
へき地校体験実習Ⅱ		2		

※1: 養護教育専攻においては養護実習

※2: 特別支援教育専攻においては必修科目

科目名	対象学生
教育実習Ⅰ	学校教育専攻 言語・社会教育専攻 理数教育専攻・生活創造教育専攻 芸術体育教育専攻
教育実習Ⅰ 特別支援教育実習(主免)	特別支援教育専攻
教育実習Ⅰ	養護教育専攻
教育実習Ⅱ	学校教育専攻 言語・社会教育専攻 理数教育専攻・生活創造教育専攻 芸術体育教育専攻 養護教育専攻
教育実習Ⅱ	特別支援教育専攻
養護実習Ⅰ	養護教育専攻
養護実習Ⅱ	養護教育専攻
特別支援教育実習(副免)	特別支援教育専攻以外
教育実習Ⅲ	全専攻
教員採用直前実習	全専攻

凡例  卒業要件の実習  
 卒業要件以外の実習



- |                 |
|-----------------|
| 特別支援教育実習 3単位    |
| 教育実習(幼稚園) 2単位   |
| 教員採用直前実習 1単位    |
| へき地校体験実習 II 2単位 |

履修時期と期間	登録時期	履修要件
3年次夏～秋 5週間(小学校又は中学校)	教育実習の前年度の5～6月に受講登録(掲示で指示)	学生便覧を参照
3年次 6週間(小学校3週間、特別支援学校3週間)		
3年次夏～秋 4週間(中学校、うち2週は養護実習 I として実施) 4年次秋 2週間(中学校)		
4年次夏～秋 2週間(小学校又は中学校)		
4年次秋 2週間(附属学校ふじのめ学級)		
3年次夏～秋 4週間(中学校、うち2週は教育実習 I として実施)		
4年次春 2週間(小学校)		
4年次 3週間(特別支援学校)		
4年次秋 3週間(幼稚園)	実習直前の11～12月に受講登録(掲示で指示)	
4年次冬 1週間(附属学校)		





2. 令和6年度教育実習（副免小学校・中学校）  
オリエンテーション資料



## 2-1. 実習校配当・実習期間・実習校担当教員等

### 1. 実習校配当・実習期間・実習校担当教員

別紙「受講者名簿」のとおり。

### 2. 実習校ごとのリーダー

・リーダーは、事前登校日程・実習校からの事前連絡等の周知徹底・取りまとめ、実習期間中の実習校との連絡窓口等の役割を担うこととなります。

・教育企画課で暫定的なリーダーとして、名簿に仮リーダー（リーダーの欄に○がある）を記載していますので、確認してください。

なお、仮リーダーは、教育企画課で暫定的に決めたものですので、実習生同士で相談の上、リーダーを変更しても構いません。

※配属された実習校の実習生が自分一人の場合は自動的にリーダーとなります。

※実習校ごとのリーダーは1名です。

附属小学校及び附属中学校は、実習生が多いため、仮リーダーを2名記載していますが、実習校への連絡（事前登校日時の確認）は、代表して1名から行ってください。

（代表1名は、実習生同士で話し合い、決めてください）

・他の実習生へ連絡をする際は、大学のメールアドレス（学籍番号 @stu.hokkyodai.ac.jp）で連絡を取ってください（「学籍番号」の箇所にはメールを送りたい実習生の学籍番号を入れてメールを送ることが出来ます（例）c19001ab@stu.hokkyodai.ac.jp）。

・連絡が取れるようになった後は、実習生同士で相談の上、連絡の取りやすい方法（電話、LINE等）に連絡方法を変更しても構いません。

### 3. 教育実習校担当教員との連絡調整

・実習校別に定める「教育実習校担当教員」に必ず各自、メールで挨拶をしてください。その際、必要に応じて「教育実習校担当教員」と打合せを行ってください。

### 4. 事前登校

#### ①実習校の教育実習担当教諭との打合せ

・リーダーは教育企画課が指定する日（6月末から7月上旬）に、実習校の教頭先生へ電話で連絡を行い、事前登校の日程を確認してください（日程は、実習校の都合を必ず優先してください。）。

・電話連絡の時点で実習校の都合で事前登校日を確認することができない場合は、その後の連絡時期、手段（電話・メール等）について、実習校とリーダーの間で打合せを行ってください。

・電話連絡の際は、「集合場所」「集合時間」「持ち物」等、事前登校に必要な情報に加え、行き違いを防止するため、必ず「実習生氏名（人数）」「実習校の教育実習担当教諭氏名」を確認する様にしてください。実習期間が異なる実習生や他校学生がいる場合は、事前登校が合同で行われるのか、それぞれ行われるのか、必ず実習校に確認してください。

・事前登校日は、真にやむをえない事情（教員採用試験と重なっている等）がある場合以外は実習校の都合を優先してください（ゼミ、アルバイト、サークル活動等は真にやむをえない事情にはなりません。）。

#### ②事前登校（学校への訪問について）

・事前登校の日程が決まったら、リーダーは各実習生（他校学生を含む）に周知（電話・メール等）をした上で、必ず教育企画課（または各校教育支援G）、大学の実習校担当教員及び指導教員に事前登校の日程を報告してください。事前登校の日程が変更にな

った場合は、変更後の日程を改めて報告してください。

※教育企画課への報告は、教育支援総合システム (LCU) のアンケートから回答してください。

- ・事前登校日には、必ずその日の登校者が全員（種別の異なる実習生、他校学生を含む）揃って登校することとし、事前に打合せを行ってください。

※他実習、他校学生の連絡先は、教育企画課（又は各校教育支援G）で確認してください。

- ・実習にかかる経費（実費：給食費の他、行事参加等に伴う交通費、等）について「支払い方法」「支払い時期」等を必ず確認してください。

### ③その他

- ・事前登校により大学の授業を欠席する場合は、「欠席届」(p. 10) を各授業担当教員に提出してください。

## 5. 研究授業日程

- ・研究授業日程が決まったら、必ず実習校担当教員と指導教員に直ちに連絡してください。（実習校担当教員にはリーダーから、指導教員には各実習生から連絡すること。教員の連絡先は、事前に確認しておくこと）。

## 6. 留意事項

- ①事前登校は、教育実習の一部です。従って、実習校から指示のあった注意事項の他、服装、身だしなみに留意し、また、筆記用具、上靴等は指示がない場合も必ず持参してください。
- ②実習期間中、やむを得ず欠席・遅刻しなければならない事情が生じた場合の連絡は、最初に実習校に即時に行い、その後必ず大学へ連絡してください。事故等が生じた場合も同様です。
- ③実習に係る経費（実費：給食費の他、行事参加等に伴う交通費、等）は、実習生の個人負担となります。実習校から請求される経費は遅延せず、速やかに支払ってください。
- ④教育実習記録の実習日ごとの日誌欄 (P. 8～) は、毎日記入し、実習校への提出については、実習校の指示に従ってください。
- ⑤教育実習記録・指導案綴は、実習終了後2週間以内に実習校へ提出（札幌校・岩見沢校学生は持参、旭川校・釧路校学生は郵送）してください。  
指導案綴の内容について、指導略案等の扱い等は、実習校の指示に従ってください。  
教育実習記録・指導案綴を実習校に提出する前に、各自で事後指導等に必要な部分のコピーを取っておいてください。（返却は年度末の成績評価後となります。）
- ⑥実習校からの連絡事項等は LCU 又はメールで行うので、リーダーはもちろん各自注意してください（日程が切迫している場合等状況によっては、電話で連絡することがあります）。
- ⑦実習終了後、速やかに実習校に対して、礼状を送ってください。

## 2-2. 使用教科書一覽

### 1. 小学校（令和6年度～令和9年度使用）

	札幌	石狩	小樽	岩見沢	空知	附属小学校
国語	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	教育出版	光村図書出版	光村図書出版
書写	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	教育出版	光村図書出版	教育出版
社会	教育出版	教育出版	教育出版	東京書籍	教育出版	東京書籍
地図	帝国書院	帝国書院	帝国書院	帝国書院	帝国書院	帝国書院
算数	教育出版	東京書籍	教育出版	教育出版	教育出版	教育出版
理科	東京書籍	教育出版	東京書籍	教育出版	教育出版	新興出版社啓林館
生活	教育出版	教育出版	東京書籍	教育出版	教育出版	教育出版
音楽	教育芸術社	教育出版	教育出版	教育出版	教育出版	教育出版
図画工作	日本文教出版	日本文教出版	日本文教出版	開隆堂出版	日本文教出版	日本文教出版
家庭	開隆堂出版	東京書籍	開隆堂出版	開隆堂出版	開隆堂出版	開隆堂出版
保健	大修館書店	東京書籍	東京書籍	東京書籍	Gakken	大修館書店
英語	東京書籍	教育出版	光村図書出版	教育出版	教育出版	開隆堂出版
特別の教科 道徳	光文書院	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	教育出版	光文書院

### 2. 中学校（令和3年度～令和6年度使用）

	札幌	石狩	小樽	岩見沢	空知	附属中学校	
国語	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	
書写	光村図書出版	教育出版	教育出版	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	
社会	地理的分野	帝国書院	教育出版	教育出版	教育出版	教育出版	帝国書院
	歴史的分野	帝国書院	東京書籍	教育出版	教育出版	教育出版	帝国書院
	公民的分野	東京書籍	教育出版	教育出版	教育出版	教育出版	東京書籍
地図	帝国書院	帝国書院	帝国書院	帝国書院	帝国書院	帝国書院	
数学	学校図書	教育出版	東京書籍	東京書籍	教育出版	学校図書	
理科	新興出版社啓林館	東京書籍	東京書籍	東京書籍	東京書籍	新興出版社啓林館	
音楽	一般	教育出版	教育出版	教育芸術社	教育芸術社	教育出版	教育出版
	器楽合奏	教育出版	教育出版	教育芸術社	教育芸術社	教育出版	教育出版
美術	日本文教出版	日本文教出版	光村図書出版	光村図書出版	日本文教出版	日本文教出版	
保健体育	大修館書店	東京書籍	Gakken	Gakken	Gakken	大修館書店	
技術・家庭	技術分野	開隆堂出版	東京書籍	東京書籍	東京書籍	開隆堂出版	開隆堂出版
	家庭分野	開隆堂出版	東京書籍	東京書籍	東京書籍	開隆堂出版	開隆堂出版
英語	東京書籍	教育出版	開隆堂出版	教育出版	東京書籍	東京書籍	
道徳	光村図書出版	光村図書出版	光村図書出版	東京書籍	東京書籍	廣済堂あかつき	



## 2-3. 教育実習生(副免実習)連絡一覧(控)

実習校名 \_\_\_\_\_

学生番号(リーダー) _____ 氏名 _____ 住所 _____ _____  tel           -       - 携帯           -       - E-mail	学生番号 _____ 氏名 _____ 住所 _____ _____  tel           -       - 携帯           -       - E-mail
学生番号 _____ 氏名 _____ 住所 _____ _____  tel           -       - 携帯           -       - E-mail	学生番号 _____ 氏名 _____ 住所 _____ _____  tel           -       - 携帯           -       - E-mail





## 2-4. 欠席届(必要枚数分コピーの上使用すること)

<p>欠 席 届</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>_____先生</p> <p>授業科目名 _____</p> <p>学生番号 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>下記の期間、教育実習参加のため、上記の講義を 欠席いたしますので、お届けいたします。</p> <p>月 日( ) ~ 月 日( )</p>
<p>当該事由のとおりやむを得ない欠席ですので、 よろしくご配慮願います。</p> <p>教育実習委員会委員長</p>

<p>欠 席 届</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>_____先生</p> <p>授業科目名 _____</p> <p>学生番号 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>下記の期間、教育実習参加のため、上記の講義を 欠席いたしますので、お届けいたします。</p> <p>月 日( ) ~ 月 日( )</p>
<p>当該事由のとおりやむを得ない欠席ですので、 よろしくご配慮願います。</p> <p>教育実習委員会委員長</p>

<p>欠 席 届</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>_____先生</p> <p>授業科目名 _____</p> <p>学生番号 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>下記の期間、教育実習参加のため、上記の講義を 欠席いたしますので、お届けいたします。</p> <p>月 日( ) ~ 月 日( )</p>
<p>当該事由のとおりやむを得ない欠席ですので、 よろしくご配慮願います。</p> <p>教育実習委員会委員長</p>

<p>欠 席 届</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>_____先生</p> <p>授業科目名 _____</p> <p>学生番号 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>下記の期間、教育実習参加のため、上記の講義を 欠席いたしますので、お届けいたします。</p> <p>月 日( ) ~ 月 日( )</p>
<p>当該事由のとおりやむを得ない欠席ですので、 よろしくご配慮願います。</p> <p>教育実習委員会委員長</p>



### 3. 參考資料



### 3-1. 教育実習と学校教育に関わる法的事項

教育実習は、教育職員免許法第5条に基づいて、教育職員の普通免許状を取得するために、大学で修得すべき最低単位に含まれるものであります。したがって教育実習は、あくまでも大学の教職教育であり、これを「授与を受けようとする普通免許状に関わる学校の教育を中心とする（同法施行規則）」実習として行います。具体的には、大学が、附属学校や近隣の学校に依頼することで、学生の教育実習を保障しているものであります。

こうしたことを踏まえて、教育実習にあたって身分や立場のことで、学校教育に関わる法的事項として「教員としての服務（とりわけ職務専念義務と守秘義務）」及び「体罰の禁止」について示します。

#### ● 教員としての服務

○職務に専念する義務（地方公務員法第35条、教育公務員特例法第20、21条）

教員は、法律や条例に特別の定めがあって例外が認められる場合（研修、育児休業等）のほかは、その勤務時間中は、職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用いなければならない。実習生も教育実習期間は、指導教員の指示と承認のもとで教員としての義務を負うことになる。教育実習期間における企業訪問等の就職活動、あるいは、大学でのスポーツ大会等への出場による欠勤が問題視されるのは、それが学生の立場からの主張であるからにはかからない。

○秘密を守る義務（守秘義務）（地方公務員法第34条）

教員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的なものであろうと、公的なものであろうと、在職中はもちろん、退職後もこれを漏らしてはならない。実習生も教育実習期間中は無論、その後も教育実習期間に知り得た学校や児童・生徒の秘密は保持しなければならない。もっとも、皆に伝えたいような優れた実践（例えば、障害児の統合教育、非行への地域ぐるみでの取り組み等）にも多々出会うであろうから、その際には、個人が特定できないような形で紹介するといった配慮が求められる。

#### ● 体罰の禁止

教育実習中に、実習生が児童・生徒に体罰（有形力の行使により生徒の身体を侵害し、あるいは肉体的苦痛を与えること。殴打等の暴行行為は無論、用便に行かせない、食事を与えない等も含む）を加えるなどということがあれば、実習を中止します。威圧的に指導、生徒を従わせようという行為は、その場の感情によるものは論外ですが、それが指導だと考えてのことであるにせよ、教員としては行ってはならないことです。体罰は「学校教育法第11条」によって禁止されており、明確な法律違反行為です。

仮に、児童・生徒に暴力を振るわれた場合においても、以下のような事例を参考にして指導する必要があります。

正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。

・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。

・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。

・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

〔文部科学省学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例、平成25年3月13日、[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm)〕

自分が考える「指導」が伝わらないということの意味を、教員の指導力の未成熟という視点からあらためて認識する必要があるでしょう。信頼関係を創り出すにはそれにふさわしい方法があるということを考えてみて下さい。

## 3-2. 生徒指導

### 1. 生徒指導について

生徒指導の意義〔文部科学省「生徒指導提要」（平成22年4月2日）より〕

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

上述の文部科学省の「生徒指導提要」には、教育実習に臨むにあたって重要ないくつかの概念が散りばめられています。たとえば、次のようなことを考えてみましょう。

- ①一人一人の児童生徒の人格を尊重する
- ②個性の伸長を図る
- ③社会的資質や行動力を高める
- ④学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指す
- ⑤学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つ

みなさんが実習を行う学校では、これらのことをより具体的に分析し、より細やかな対応を行っています。①～⑤について今まで学んだ教職や教科教育、専門の知識やスキルを活かして自分でもいったいどういうことなのか、しっかりと考えてみて下さい。

- ①「一人一人の児童生徒の人格を尊重する」ために学校は、どういう子ども観をもちながら、アプローチを行っているのでしょうか。
- ②多様な個性を持っている子どもたちの「個性の伸長を図る」ために、どのようなことを行っているのでしょうか。
- ③「社会的資質や行動力を高める」ということは、一般に社会にとって必要とされるもの、たとえば、挨拶とか、マナー、さらには、人とうまくやっていく能力、リーダーシップがその内容として考えられるのでしょうか。それらを育成するために、学校ではどういうことが、大切にされているのでしょうか。
- ④「学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指す」ということは、子どもにとって、とても重要なことと考えられます。どういうことを行えば、子どもにとって、学校生活が、有意義で興味深く、充実したものになるのでしょうか。
- ⑤「学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つ」ということは、領域または機能が別ということなのでしょうか。相互の関連性はどのように理解されているのでしょうか。

### 2. 学校や先生方がどのような努力をされているのかよく観察し、理解しましょう。

生徒指導〔生活指導ともいう〕という用語は、生き方、行動の仕方およびそれを実現する力を児童・生徒に身につけてもらうべく教育的「指導」を行うものと考えられています。ただし、それが社会思想

や状況・制度と調整を図りながら行われる必要があると考えます。

### 生徒指導にとって重要なことは「合理性」と「共感」そして「待つ」ということ

①学校や教員が考える思想・理念を一方向的に定め、それにもとづいて児童・生徒を「指導」するものではなく、多くの学校現場の先生方が試みているように、一応は「望ましい方向」を目指しながらも児童・生徒の生育歴や状況を注意深くみながら援助者として働きかけるものです。いわば「取り締まり」と対極にあるものなのです。しかしながら、近年、児童・生徒による問題行動等に関心が強まっている状況にあっては、こうした問題とも正面から取り組んでいかなければなりません。ますます、指導の「合理性」と「共感」的な生徒指導の役割が重要になってきていることは否めません。

②ともすると、生徒指導は学習指導と「対立」する概念と考えられがちですが、学校のほとんどの時間が授業であり、授業を通じて子どもたちがいかなる人間関係を築いていくかという事実を無視して、生徒指導はあり得ないと言えます。

③主として生徒指導は授業以外の時間に指導するものと考えられてきていますが、授業を通じて、子どもの良さの発見、協力活動、他者理解の促進は生徒指導の基礎をなすものです。

### 3. **トラビス・ハーシ [Travis Hirschi] の社会的絆理論 (social bond) [T・ハーシ、森田洋司他訳、『非行の原因—家庭・学校・社会へのつながりを求めて』、2010年] から**

アメリカの犯罪学者、トラビス・ハーシは、犯罪および非行の原因を法違反者の分析に求めるのではなく、人はなぜ法および規範を守るのかという視点から、分析を進めました。ハーシは、①愛着 [学校・両親・仲間への]、②投企 [非行行為を行う際に、それによって得るものと失うものとの利益の較量]、③巻き込み [学習活動や部活動等への時間の投下とそれによる達成感]、④規範観念 [既存の規範への信頼] が、非行行為を防止することになると考えたのでした。

これらのそれぞれについて、絆が強いほど所属集団に愛着や居場所を感じ、自己肯定感を高めることができる等、現在の生徒指導についても多くの示唆を与えてくれていると思います。学校に即してみれば、先生や友だちと勉強し、また遊び、勉強だけではなく、学校活動のあらゆる分野について、喜びを感じ、学校に来て良かったなあということが心から思えるような「居場所」になるということにほかなりません。また勉強についても、授業で先生の説明していることがよくわかり、友だちと協同学習する中で自分に対する自信と友だちを認めることができるようになったりします。理解がよくできなかったりした場合、先生の個別的な対応や友だちからの援助があれば、なおさら学級への信頼が増すことになります。

最近、いじめや体罰が大きな問題になってきています。授業でも扱いましたが、体罰問題は子どもの権利条約や学校教育法でかなり厳しい規定や文部科学省通知等があるにもかかわらず、必ずしも学生のみなさんには認識が深まっているとは言えない状況があります。是非この際、トラビス・ハーシの社会的絆理論および学校現場での人権と教育条理にもとづいた理論と実践をしっかりと学んでほしいと思います。

### 4. **岡本茂樹『反省させると犯罪者になります』 [新潮社、2013年] から**

岡本茂樹氏は、中高の英語の教職歴があり、現在、大学で臨床教育学 [博士] の研究に携わり、受刑

者の更生活動支援も積極的にを行っています。

私は大学で働くようになってから、教員をするかわら学生相談も兼務することになりました。今の大半の学生は、とても真面目で、素直です。そんな学生がしばしば、心に病を抱えているのです。相談に来た彼らの話に耳を傾けると、問題の根が深いケースほど、必ずと言っていいほど幼少期の問題にたどりつき、親子関係の中で様々な感情を抑圧していることが分かりました。幼少期に自分の欲求を出すことを許されず、それどころか反省させられていたケースが少なくなかったのです。また、さまざまな理由で、素直な気持ちを言えず自分の感情を抑圧している学生もいました。彼らに本当の気持ちを話すように促すと、彼らは親に対する否定的感情を思い切り吐き出したのです。すると、はじめて自分の思いや感情を表現したことによってスッキリした気持ちになり、気持ちが楽になったことで、自分の内面の問題を学生自らが理解するようになりました。同時に否定的に見ていた親に対する見方も変わり、彼らの悩みは解決したのです。事例によってさまざまなパターンがありますが、基本的な流れは、吐き出しによる自己理解から始まって、自分の内面と向き合うことによって主訴が改善していくということです。[8～9ページ]

### 「反省文」の代わりになるもの

学校などで問題行動が起きた場合、一般的に周囲の教師や親が納得するために、生徒や学生たちが反省している証が求められます。…〈中略－執筆者〉そこでちょっと工夫をしたいものです。教師が生徒に「今回のことをいい機会にしたい」と受容的な姿勢でいることを伝えたいと、「今回のことを親(養育者)に言ったら、親(養育者)は君になんと言うだろうか」と問いかけてみてはどうでしょうか。実際に大きな問題行動を生徒や学生たちが起こした場合、親に連絡をしないといけなくなります。彼らは、「(親は)お前がまじめにしていないからだ」「そんな子どもに育てたつもりはない」「自分のことは自分で責任を取れ」などと答えるかもしれません。(これらは実際に私が生徒や学生たちから聞いた言葉です)。そこで、「そうか。もしかしたら、これまで自分の言い分を聞いてもらえず、叱られてばかりいたのではないですか」「そんなことを言われて、傷ついていたのではないのかな」「厳しい罰が与えられたことはなかった?」といった言葉を返し、問題が起きたときに過去の親子間でどのようなことがあったのかを教えてください。そのうえで、「今回の件を親に言ったら、本当は親に何とってほしい?」と彼らに考えさせます。

このような問いかけは、彼らにとって、おそらくはじめてのことなので、最初はどうしてもかもしれません。しかし、こちらが受容的な姿勢でいることが伝わると、彼らは真剣に考えてくれます。[190～191ページ]

ここに長々と岡本氏の文章を引用しましたが、要するに、受刑者や非行を犯した人たちにとってはありのままにいられる「居場所」が必要だということと読み取りました。

現代学校を取りまく環境は、それほど甘いものではないということは学生のみなさんも経験的に感じていると思います。子どもたちは学年が上になればなるほど、習い事、少年団、塾や家庭教師等で、昔のように幼なじみと心ゆくまで遊ぶということが難しくなっていきます。子どもたちは、そうした遊びや、自主活動に対する欲求に飢えており、彼らにどれだけ「子ども時代」を保障していくかということが、生徒指導の課題の一つになっているかもしれません。

いろいろな子どもたちが、集まり、学び、生活している学校において、彼らの生の姿に接し、また先生方がどのようにこうした問題に取り組んでおられているのかについて、ホームページで見ることができないレベルの「生きた」学びをこの教育実習で行って来てほしいと願っています。



## 5. 教育実習生として生徒指導上注意すべき内容

生徒指導の目標は、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることにあります。教育実習においても、子どもを尊厳ある一人の人格として尊重し、豊かなかかわり合いの中でその子の個性を輝かせることができるような指導や支援が求められます。

### (1) 子どもの「いのち」と人権を守ること

- ① 子ども一人一人の尊厳ある「いのち」を大切にし、どの子どもも自尊心をもって、自分らしい「居場所」が見つけれられるような教育環境をつくることが重要です。
- ② どの子どもも孤立感や疎外感を抱くことなく、互いの個性を尊重し合うことができるような生徒指導の実践について、真摯に学ぶ姿勢を大切にしましょう。
- ③ 体罰は、絶対に行ってはいけません。
- ④ 実習生として子どもと接するときには、基本的に敬称を使いましょう。たとえ親しくなったとしても、子どもへの言葉遣いには十分に注意しましょう（子どもを「あだ名」で呼ぶことも、他の子と比較して傷つけることも、厳に慎まねばなりません）。

### (2) 知り得た個人情報の扱い

- ① 実習期間に知り得た子どもの個人情報を保護するため、その取扱いについては細心の注意を払わなければなりません（公務員の守秘義務）。
- ② 子どもが「先生だけに話す」というように、プライベートな問題などを教育実習生に話したときには、決して他の子どもや教育実習生に話したりすることなく、必ず指導教員に相談しなければなりません。
- ③ 実習生として子どもの「問題行動」を発見した場合は、直ちに指導教員に伝え、相談することが大切です。間違っても、見て見ぬふりをして「先生には言わないから」などとその場を繕うような対応をしてはいけません。
- ④ 実習生は、自分の携帯電話番号や住所、メールアドレス等を子どもに教えてはいけません。自宅に呼んで遊ぶことも許されません。

### (3) 信頼関係を築く日常的なかかわり合い

- ① 実習期間は、日常の学校生活全般で、子どもたちと積極的に関わるようにしましょう。給食当番や清掃活動は、指導するという立場でただ見ているよりも、子どもたちと一緒に活動することを通して、よりよい人間関係を築くように努力することも大切です。
- ② 朝の会や帰りの会では、少し早目に教室に入り、子どもたちと何げない日常会話を交わし合うことなどを通して、基本的な信頼関係を築くことが大切です。
- ③ 実習中の生徒指導では、自分の狭い経験にもとづく独善的な指導にならないように注意しなければなりません。虚心坦懐に子どもと向き合い、出会い直しながら、教育的価値とは何か（よりよい指導とは何か）という問いを探求しつづける姿勢が大切です。

### (4) 教育実習後の姿勢

教育実習が終わってからも、子どもたちにとっての教育実習生は、大切なときを共に生きてくれた意味ある他者（大人）であることにかわりありません。実習生は、実習現場から離れた後も、真摯な姿勢で子どもに学び、子どもの未来を指さし導く「範」としての大人であることを深く心に刻まなければなりません。

### 3-3. 開始から終了までのチェックリスト(教育実習)

		教育実習 (小, 中, 特別支援, 養教)		教育実習 (小, 中, 特別支援, 養教)	
全体オリエンテーション①	<input type="checkbox"/>	月 日 曜 時 分 室	<input type="checkbox"/>	月 日 曜 時 分 室	
事前の各種提出物	<input type="checkbox"/>	教育実習生調査書	<input type="checkbox"/>	教育実習生調査書	
全体オリエンテーション②	<input type="checkbox"/>	月 日 曜 時 分 室	<input type="checkbox"/>	月 日 曜 時 分 室	
実習校担当教員氏名	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
他実習生との連絡確認	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
担当教員と顔合せ	<input type="checkbox"/>	日時の確定と連絡 教員連絡先確認	<input type="checkbox"/>	日時の確定と連絡 教員連絡先確認	
事前登校日時・集合場所 ※欠席, 遅刻しないように	<input type="checkbox"/>	月 日 曜 時 分 集合場所	<input type="checkbox"/>	月 日 曜 時 分 集合場所	
費用の準備	<input type="checkbox"/>	給食費(先払いの場合もある)	<input type="checkbox"/>	給食費(先払いの場合もある)	
実習期間	<input type="checkbox"/>	月 日 曜~ 月 日 曜	<input type="checkbox"/>	月 日 曜~ 月 日 曜	
実 習 校	学校名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	校長	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	指導教諭	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	電話	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	交通手段	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
研究授業日の指導教員 への連絡と参観確認	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
事後の各種提出物	<input type="checkbox"/>	実習先への教育実習記録提出 (実習終了後2週間以内)	<input type="checkbox"/>	実習先への教育実習記録提出 (実習終了後2週間以内)	
実習先への礼状	<input type="checkbox"/>	※礼状	<input type="checkbox"/>	※礼状	

※礼状

**【大学（教育実習関係）連絡先】**

教育企画課修学支援グループ

TEL : 011-778-0321

E-mail : g-shugaku@j.hokkyodai.ac.jp

